

## 指定就労継続支援B型事業 重要事項説明書

### (1) 訓練等給付費対象サービス内容の料金

訓練等給付非対称サービスの提供を受けた場合は、サービス利用料金全体の1割の額を事業所にお支払いいただきます。なお、定率負担または利用者負担額の軽減等が適用される場合は、この限りではありません。障害福祉サービス受診者証をご確認ください。

給 付 内 容		給付費	1割負担	
基本部分		就労継続支援B型サービス費（I）	5210円	521円
加 算	初期加算 (利用開始から30日を限度)	新規利用の方々が円滑に利用をしていただく為の支援に対する加算	300円	30円
	福祉専門職員配置等加算	加算（I） 常勤職員のうち介護福祉士等の割合が35%以上の場合	150円	15円
		加算（II） 常勤職員のうち介護福祉士等の割合が25%以上の場合	100円	10円
		加算（III） 職業指導員等の常勤の割合が75%以上又は職業指導員等として配置されている職員のうち、3年以上従事している職員が30%以上の場合	60円	6円
	重度者支援体制加算	加算（I） 障害基礎年金、障害厚生年金1級を受給している利用者の割合が利用者数の50%以上の場合、所定の単位が加算されます。	500円	50円
		加算（II） 障害基礎年金、障害厚生年金1級を受給している利用者の割合が利用者数の25%以上の場合、所定の単位が加算されます。	250円	25円
	就労移行支援体制加算	加算（I） 一般就労や雇用型事業へ移行され6ヶ月間継続して就労されている利用者が定員の5%以上である場合に適用	180円	18円
	目標工賃達成指導員配置加算	工賃倍増5カ年計画に基づく工賃引き上げ計画を策定し職業指導員を配置し、人員配置要件に適合した場合に加算	800円	80円
	訪問支援特別加算(月2回を限度)	心身の状況の変化により5日以上連続して利用が無かった場合、自宅を訪問し、状況確認や相談支援事業者への連絡調整などを行った場合（1時間まで）	1870円	187円
		心身の状況の変化により5日以上連続して利用が無かった場合、自宅を訪問し、状況確認や相談支援事業者への連絡調整などを行った場合（1時間以上）	2800円	280円
欠席時対応加算(月4回を限度)	利用者が予め予定された利用日に欠席され、事業所が利用者やその家族と連絡を行うなどの支援を行った場合	940円	94円	
施設外就労加算	施設外の企業等で作業を行った場合加算。	1000円	100円	
利用者負担上限管理加算(月1回を限度)	他住居系サービス利用に係る負担額との上限管理を行った場合	1500円	150円	
食事提供加算	所得区分の生活保護、低所得1、2の方が対象	300円	30円	

送迎加算	加算（I）送迎を実施の場合加算（片道）	210円	21円
福祉・介護職員 処遇改善加算	加算（I）厚生労働省が定める基準適合している介護職員の賃金の改善を実施しているものとして、都道府県知事に届け出た指定事業所が、利用者に対しサービスを行った場合に加算	上記算定金額の5.2%	左記金額の1割

（2）訓練等給付費対象外サービス内容の料金

下記のサービスについては、訓練等給付費の給付対象とならないため、サービスの提供を希望される場合には、別途申込みによりサービスを提供し、所定の料金をお支払いただきます。

	サービスの内容	金額
食費	昼食 590円 行事食 790円 ※食事提供加算対象者の方は食材費のみとなります。	食数に応じて
行事・余暇等経費	行事活動に必要となる消耗品費、バスハイク等の交通費、入館料、チケット代及び外食の費用	実費
日用品費	ティッシュ、歯ブラシ、歯磨き粉等個人として使用する日用生活品等	実費

（3）サービス利用を取り消した場合の食費について（契約書第14条）

利用者が、サービス利用を取り消す場合で、利用する日の前日17時以降の申出及び当日の申出の時は、食事キャンセル料として食費の食材料分（1日にあたり）290円をご負担頂きます。